

第4回 四條畷市子ども・子育て会議議事録

日 時	平成26年9月26日（金）午後2時30分～
場 所	四條畷市役所東別館2階 201号会議室

(出席者) 小寺委員長・柏原副委員長・豊田委員・武知委員・市林委員・榎本委員
原委員・三田委員・小田委員・矢田委員・山田委員

1. 開会

事務局：(挨拶、説明)

事務局：(挨拶)

事務局：(本日の会議成立の報告)

委員長：(挨拶)

2. 議題

(1) 子ども子育て事業計画案について

事務局：(資料説明)

委員長：はい、ありがとうございました。只今子ども子育て事業計画案の変更点について説明をいただきました。ニーズ調査との調整等で変更点が出てきたということですが、何かありますでしょうか。

委員：1ページで、ひまわり保育園が認定子ども園化されるということですが、これは幼保連携型ということですか。

事務局：形態につきましては、幼保連携型の認定子ども園になります。1号認定については5名と聞いております。

委員長：他にございますか。

委員：平成27年度から31年度までの予測がありますが、認定子ども園の移行については、28年度以降に公定価格の変更も予想されますので、この表の通りではなく、変更もありうると捉えておいた方がいいと思います。

事務局：おっしゃる通りです。公定価格がはっきり決まっていない中で、この先の運営をどうするかについて悩まれる施設も多いと思います。全国的にも認定子ども園にして、また幼稚園に戻す施設も出てきていますので、実際に28年度以降にどのよ

うになるかは定かではなく、公立のあおぞら幼稚園も現在は認定子ども園化の予定ですが、あくまでも予定で時期などは未定です。

副委員長：あおぞら幼稚園も幼保連携型の認定子ども園ということによろしいですか。

事務局：そうです。

委員長：ニーズ調査でかなり数値が高くなっていますが、大阪府と調整して事態に見合った数値目標を立てたわりには、なぜこのような数値になったのか理由をうかがいたい。

事務局：潜在ニーズが含まれていると思います。アンケート調査の結果で例えば20倍の数値が出た場合、ニーズ量に対する予算は必要となりますが、市にそれだけの予算を取る余裕があるのかということ府のヒアリングで指摘を受け、そこで、実績をもとに子どもが減少する今後の予想、それに基づく量の見込みにより調整した結果がこの数字です。四條畷市だけでなく、全国でもこのような事態は起こっています。

委員：これはニーズ量の測り方で、アンケート方法の限界だと思います。一般の市民にとって、使うか使わないは別にして、あったら便利だなという考えに基づくもので、膨大な数値につながる可能性もあるということです。

委員長：病後児保育が4ヶ所から1ヶ所に減少しています。その代わりに体調不良時型事業に変わっているようですが、体調不良時型事業と、病児病後児保育事業の違いをどう考えればよろしいですか。

事務局：病後児保育は、病気の回復期に利用するものです。解熱したけれども集団保育ができない場合、平熱より若干高め、無理をすれば症状が悪化するかもしれない場合など、回復期に別室で個別対応する保育事業になります。一方、対応時型の場合は通常の保育中に38℃以上に発熱した場合、保護者が迎えにくるまでの間を別室で看護してもらう事業になります。病後児保育があまりにも使い勝手が悪く、利用者が非常に少ないということから国の補助金が中止となり、代わりに、1園に限定されていた対応時型の補助金がすべての園の対象となりました。この理由としては、病後児保育は2000円相当の実費がかかるのに対し、対応時型は無料で、また保護者にとって対応型の方が緊急時に役立つためニーズも高いということで、今回の改正になりました。

加えて、病後児保育事業の場合は、医師の診断書が必要で、午前中に仕事を休んで受診してから保育所に提出する義務があつて、さらに何かあれば、また迎えに

行かなければならず、なかなか実績が伸びなかったという状況です。緊急の発熱時に対応してもらえる体調不良時型事業の方が保護者にとって、やはりメリットがあり、市としてもこちらにシフト替えをしたという判断です。

委員長：ありがとうございます。他にありますか。

副委員長：体調不良児型ですが、発熱時の緊急対応ということですが、幼稚園の人員配置についてはどのようになっているのでしょうか。

事務局：看護師が常駐しています。

副委員長：そのために補助金が降りるということですか。

事務局：そうです。看護師さんの人件費です。

副委員長：では、看護師さんが常駐しておられるので、少々子どもの調子が悪くても預けられるということですか。

事務局：そうです。

委員長：他にご意見はありますか。ないようですので、次に移ります。

(2) 保育施設の利用調整について

事務局：(資料説明)

委員長：基準の案についての修正案また展開も説明していただきました。前回は減算というのがありましたが、なくなっているわけですね。

事務局：減点ではなく、加点という形に変えさせていただきました。

委員長：ご意見ございますか。

委員：一番上に全世帯のその他700点があります。すごい数字ですが、

事務局：これは入所選考基準表に入れるべきかどうか悩んだところです。実際は被虐待児や保育所に措置をしなければならない状態の子どもがポイントになっています。

委員長：なくてもいいのではないですか。

事務局：虐待などは一般入所と違い緊急的な問題ですから。

委員：虐待の場合は養護施設が絡んできますのでそちらの対応です。

委員長：他にございませんでしょうか。

委員：母親が精神的な病気を持っていて、父親は働きに行っているため、子どもを保育士に預けなければならないのですが、そうした状況でも一歩踏み出す勇気が両親にあるかということですが、行政になんらかの対応はありますか。

事務局：情報は入りますが、基本的には、両親の申し出によることとなります。子育て支援センターとの連携をとりながら情報は共有していますが、親が相談などをせず頑張られていると、こちらから無理強いもできませんし、難しいところがあります。

委員：追い詰められて精神的に自分でもわからない状態になられている方もありうるかと思しますので、おっしゃるように、地域や周囲の連携が必要だと思います。子どもが虐待に結びつくこともありますし、夫婦で喧嘩をし、暴言を吐いているので、子どもにも影響しますし、周囲から情報を得ながら、着手もあるかと思えます。また、両親のどちらかが病気を持っておられ3、4人の子どもがいる家庭がありますが、子どもさんも同じ病気を持っている場合も多く、母親が追い詰められて、相談を受けます。それでも、幼稚園や保育所には送っていかねばならず、中学生になると移動支援が使えるのですが、それを幼児まで下げることはできるのでしょうか。

事務局：今の制度ではできません。

委員：制度上、できないことはわかっていますが、母親が頼るところもなく、子どもが通園、通学できないと、精神的に落ち着く間がないので、行政で何とかならないものでしょうか。遅れを取ると大変なことになると思います。

事務局：一番難しいところが、子育て支援と障がい福祉の担当課の違いです。現在は、くすの木園で障がいを持っているお子さんの対応はできているのですが、障がいを持っている方の子どもさんとなると、子育て総合支援センターの養育相談しかケアの方法がありません。今後、保育所でも保育以外でも地域の子育て支援が重要視されてくると思いますので、担当の地域職員を配置しながら、地域の子育て支援を充実させる必要があるとは思いますが。

委員：その制度は、母親が病気の場合や障がい者手帳を持っている場合に限り使える制度で、健常なお母さんが怪我や入院で保育所に送迎ができない場合、現状ではサポートする制度がないのです。やむ無く子どもを休ませなければならず、そういう時のサポートの手だてを考えるべきです。

事務局：その対応については、ファミリー・サポート・センターがありますが、事前に面談という手続きが必要ですから、時間がかかってしまいます。ただ、緊急性があれば、受け入れができるはずですので、支援センターとファミリー・サポート・

センターに確認しておきます。もし、できないようであれば、改善しなければならないので、今後の検討課題になると思います。

委員長：他にありますか。

委員長：別表の上に適用、世帯の種別と保護者の状況とありますが、ここに書かれている障がいの種別にある障がい手帳というのは、子どもさんの手帳のことですか。

事務局：世帯の状況ということですので。

委員長：すると家族に障がい者手帳を持っている方がおられるということですか。

事務局：両親のどちらか、あるいは両親が障がい者に認定されているということです。

委員長：保護者の状況とあるので、保護者のことでいいですか。要介護認定とはあるのは、

事務局：母親が介護にあたっている場合です。保護者が介護にあたっているため、保育ができないということです。

委員：子どもさんが障がいをお持ちの方の加算はありませんか。

委員長：子どもさんが障がいを持っているため、働きに行けないということですね。

事務局：子どもさんが障がいを持っている場合は、全世帯の下にある、ひとり親家庭、生活保護世帯、障がい児保育の対策児童の場合で、現行の指数表になるとDになります。両親が健在で、子どもさんが障がいを持っている場合はCです。子どもさんが障がいを持っている場合は、一挙に点数が上がりますので、200点になります。世帯の違いは表の左端に区別されています。

委員：ひとり親家庭と生活保護世帯と障がいを持っている家庭は、Dとなり、Cとは違うということですね。

事務局：そうです。

委員長：よろしいでしょうか。

副委員長：この介護の欄でひとり親や介護の場合の介護するにあたって、20～205とありますよね。その他の世帯の中で、介護する欄は10～40です。自分が病気を持っていてさらにお母さんお父さんを介護しているということですか。ポイントが全然違うような気がします。

事務局：ひとり親と両親がそろっているところの差というところがポイントになっているのですが、母親自身は、障がいを持っているわけではなくて、ただ介護をするにあたっての要介護度の違いによるわけで、大きくは1人親とそうではないところとに分けています。

委員長：他ございませんでしょうか。ないようですので、これで、四條畷市子ども子育て会議の審議は終了させていただきます。長時間にわたり貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

委員：今回の中では、まだ出ていないですが、いろんなメニューがある中で、実際にお母さん方が使われる時にどれとどれが組み合わせられるとか、利用料のことが1番気になる部分だと思うのですが。今回新しい制度に変わって、利用料が果たしてどうなるのか。今までよりも安くなるのか。それとも上がるのか。上がることはないとは思いますが、それならば最悪ですから。改善のためにこの新制度を作ったという経緯がありますが、いつ頃出てくるのでしょうか。

事務局：市としまして、今回のこの制度の改革に基づいて市としての検討を行っている中で具体的に決まってきたところがあります。利用料については、まだ確定はしておりませんが、どのような方向で検討しているかということもありますので、まとめて説明させていただきたいと思います。新しい制度というのが施設型給付といいます。給付によって運営していくということです。施設側がこの新しい制度で変わっていくということですが、保育園利用の方は、ほとんど変わりはありません。ただ、11時間預かりと8時間預かりに区別し、保育の必要性により標準時間か短時間に分けるということはありません。幼稚園を希望される場合はそれぞれが認定され、大きく分けると幼稚園か保育園か、標準時間と短時間に分けることとなります。申請を出すという手続きが来年度からひと手間増えてきますが、それ以外の部分については、利用料の変更が若干あります。施設に補助金が降りて、利用料を保護者から徴収し、それによって保育園や幼稚園を運営していくという事になりますが、今まで一律一定の金額を払ってもらい、所得に応じて就園奨励費という形で償還していたものが、幼稚園も保育所と同様にその人の所得に応じた月額保育料に変わってきます。入園料がなくなりますし、月々の利用料が自分の所得に応じて決められて、隣の人と違う金額を月々払うという形に変わってきますので、そのあたりが大きく変わってくると思います。先程、施設型給付と言いましたが、新しい制度では給付の形を選ぶのですが、私立幼稚園で今のままで運営したいというところは何も変わらず、利用料の払い方も変わらず、来年からも同じような形で運営できることになっています。具体的には四條畷市内に保育園が7箇所あり、すべて施設型給付ということで、新しい制度に乗ります。その中で、一つ田原台ひまわり保育園が幼保連携型の認定子ども園になり、保育

所に行きたい人と幼稚園に行きたい人の両方の受け入れができるようになり、その中で幼稚園に行きたい人への枠は5名で計画しています。私立の幼稚園では、星子幼稚園が施設型給付の幼稚園になるということで、報告は受けています。ただ、その人数は現在20名程度ですが、今後の定員数は協議中です。待機児童の対策は、新しい制度では小規模の保育事業所が認可されることとなります。四條畷市の場合、カリヤベビーセンターが無認可でやっています。それについては、小規模保育所として市が認めていく方向で検討しています。0、1、2歳が対象で、0歳が6名、1歳2歳も6名で合計18名という形で、数的には、事業計画の中に載せています。もう一つ、四條畷市内幼稚園に小規模保育施設も計画の中に含めております。1歳児が6人で、2歳児が12人という形で運営してもらう予定にしております。小規模保育施設が19人未満の保育施設で、20人以上になってくると保育所という分類になり、本市の保育施設では、現在検討中です。利用料につきましては国が示した基準に公定価格ありますが、子ども1人あたりにかかる費用を算定し、給付の基準になる価格です。今回、消費税が8%に上がってさらに10%に上がるということで、その上がった部分について子育て支援の予算に回すことになっていきますので、そういう意味からすれば、消費税が上がってなお、かつ保育料も上がるということは、市としても考えておりません。今ただ、所得に応じてランクをつけるので、ランクの境目の家庭は所得によって、保育料が上がる家庭も下がる家庭も出てきます。公立の認定子ども園につきましては、教育委員会と法の整備等も含めて考えて検討していく中で、市として決定していくこととなります。市の中で、話し合われていることを説明させていただきました。

委員長 : はい、ありがとうございました。この制度が本来のライフスタイルの如何にかかわらず、同じ金額でどの施設も選べるというのが基本的なスタンスです。ですから、原点に立ち返って、公立を選ぶか、私立を選ぶか、保護者の負担は同じであるようにしていただかないと、やはり公立は安く、私立は高いでは本来の意味がなくなります。そういったところを考えていただきたい。

事務局 : 現状としては、新制度に乗ったからといって、急激に上がるということは考えてはおりません。目的としては、委員の言われたように一律という目的はありますが、今後、先を見据えていくと変わっていくと考えてはいます。

委員 : 私は、公立の保育料を上げるのではなく、私立の保育料下げましようと言っているんです。市の持ち出しになりますが、そうしたところの配慮をお願いします。

事務局：その点につきましては、努力したいと思っています。

委員長：はい、ありがとうございました。

委員：子ども条例案の検討委員会が11月にあると書いてありますが、条例の文言に付け加える要望などは聞いていただけますか。

事務局：内容としましては、ラインやソーシャルネットワークサービスを使って犯罪に巻き込まれる社会問題について、子ども条例の中に明文化できないかというものです。青少年育成条例には、かなり細かくインターネットの業者を抑制する文言が載っていますので、今回の子ども条例もそれほど細かくは載せられなくとも、モバイルによる事件や犯罪から子どもを守ることが目的です。次回にまた、お話が聞けたらと思います。

委員：基準指数表のことですが、身障者の1級2級が270指数です。その保護者が介護しなければならない場合、要介護認定5まで270指数と高いです。例えば、不自由であっても1級2級には含まれず、要介護認定の境目にいる場合などは、ヒアリングによって希望を聞き入れていただけるのでしょうか。

事務局：基本的に介護の部分は保護者の親等内の介護にあたっている場合で、要介護認定1～4に応じたポイントを設けるという形をとっています。介護認定の等級以外の部分で、例えば距離であるとか、家の造りであるとかも考えなければならないと思っていますので、要介護度もあまり縛りつけず検討していければと思っています。

委員：その相談時ですが、当事者がしゃべれない場合は保護者の方とかケアマネさんが入られるのですか。

事務局：医師の意見書であったり、何らかの形で確認できるものがあれば。

委員：障がいになれば、障がい福祉課に行って障がいの担当の方と話し合いを持てば、いいわけですね。より深く知識があって、わかってもらえるのは、ケアマネジャーであったり、家族になると思います。そうしたことも含めて話し合いはきちんと持っていただけるのですね。

事務局：基本的には等級で決まりますが、本人に異議あれば、申し出ていただいて、状況を伝えていただいて判断していくということになると思います。子どもの加配でさえも難しいので、医療機関などから状況を聞きながら、判断していくということになります。

(3) その他スケジュール

事務局：(資料説明)

委員：先程のスマートフォンをお子さんが携帯していることについてですが、被害者だけでなく子どもが加害者になるケースもありますので、持たせる親の責任、持っている子どもの責任、持ち込まれた側の学校の責任、それぞれがあると思いますので、検討いただけたらと思います。2、3歳で、スマホを操作できたり、ラインのグループが小学生の間でできて、除け者にされる子どもが出てきたり、そういった話もあるので、ぜひご検討いただけたらと思います。

事務局：今度、条例について話をするのですが、各委員に条例案をお渡していますので、四條畷市にあった形の条例にしたいと思いますので、ご意見がありましたらメールで結構ですので、いただきたいと思います。

事務局：別件の訂正箇所です。別表のひとり親のところ、その他の保育に欠ける要件と認められるものとありますが、保育に欠ける要件というのが、今の制度に基づく文言ですので、その他保育が必要と認められるものと訂正ください。下から2番目も同様に訂正お願いします。加算項目の下から4番目に編入直前までに他市のまたはと意味が不明になっていますが、他市の保育所または認定保育園に通所していた児童と訂正お願いします。小規模保育事業の卒園時は、連携施設に最優先で入りますので、ここは、検討させていただきたいと思います。

事務局：それでは、議長様ありがとうございました。委員の皆様長時間ありがとうございました。これをもちまして第4回四條畷市子ども子育て会議を終わらせていただきます。

<閉会>